

ひょうご五国地場産業モニターツアー実施業務 委託仕様書

1 委託業務名

ひょうご五国地場産業モニターツアー実施業務

2 業務目的

本県の定住・交流人口の拡大や、若者による地域活性化・産地体制の強化等を図るため、地場産業の魅力を経験する機会を提供し、その魅力を広く発信するとともに、大阪・関西万博に向けたフィールドパビリオンの取組と地場産業の効果的な連携・活用方策を検討する「ひょうご五国地場産業モニターツアー（以下「ツアー」という。）」を催行する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 事業費

4,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、参加者から徴収するツアー参加料は上記に含まない。

5 委託業務内容

インフルエンサー等を対象に兵庫五国における地場産業モニターツアーを企画し運営すること。また、参加者へアンケートを実施するとともに、地場産業を活かしたフィールドパビリオン*の取組と地場産業の効果的な連携・活用方策を検討して報告すること。

※ 「フィールドパビリオン」とは、大阪・関西万博に向けて、地域の「SDGsを体現する活動の現場そのもの（フィールド）」を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただくことを目的とした本県の取組。

(1) 実施内容

- ① 回数 5回（兵庫五国（摂津・播磨・但馬・丹波・淡路）を各1回）
- ② 人数・期間 各回5～10名程度（各回2泊3日を想定）
- ③ 時期 契約期間内
- ④ その他
ア 各地域での地場産業の体験や関係者（地場産業組合等）との交流を主な目的とし、一般的な観光コースとならないよう留意すること。
イ 催行にあたっては、訪問先やメニュー等、ツアー内容に精通したスタッフを同行させること。

(2) 本事業の対象者

- ① 地場産業に関心があり、かつ効果的に本県の地場産業をPRすることができるインフルエンサー等（各回1名以上の参加を必須とする）。
なお、本事業におけるインフルエンサーとは、原則SNSでフォロワー1万人以上の者とし、参加予定のインフルエンサー等の特性やプロフィールを企画提案書に明記すること。
- ② 地元産業との連携や地域資源を活用した活動が期待できる者（人数指定なし）。

(3) 業務内容

- ① 参加者の募集案内・申込受付
- ② 訪問先との連絡調整・利用料の支払い
- ③ 参加者の旅費の支払い
- ④ 旅行傷害保険への加入手続き
- ⑤ 現地での体験・研修コンテンツの提案
- ⑥ 参加者へのヒアリング
- ⑦ 実施報告書の提出

(4) ツアー実施方法

- ① ツアーの発着地は大阪府内とし、移動手段はバスでの移動を主とする。
- ② バスの仕様（大きさ等）は指定しないが、密にならないこと及び長距離移動の際にも疲れが出にくいことに配慮すること。
- ③ 5回のツアーにおいて、兵庫五国を回る順番や催行時期は指定しない。

(5) 参加者から徴収するツアー参加料

- ① 参加者からツアー参加料を徴収する場合は、徴収費用や人数を見積もりに記載すること。
- ② ツアー参加料は受託者が収入し、事業に充当すること。
- ③ 集合場所までの旅費は参加者の負担とすること。
- ④ 招聘費用の発生するインフルエンサー等については、上記①～③はこの限りではないが、インフルエンサー等経費として見積りに含むこと。

(6) 参加者募集方法

- ① インフルエンサー等については、あらかじめ受託者側が指定すること。
- ② インフルエンサー等以外の参加者については、受託者の自社ウェブサイトや、その他独自のノウハウを活用し、効果的な手段で募集を行うこと。

(7) 実施報告書の提出

事業終了後、速やかに以下の点を含んだ実施報告書を提出すること（様式は問わない。）。

- ① 本業務の実績、実施を通じて明らかになった課題、大阪・関西万博に向けたフィールドパビリオンの取組において、地場産業を効果的に展開にすることに対する提案などを記載した実施結果。
- ② 参加者へのアンケート結果（アンケート内容については、事前に県と協議すること。）。
- ③ 訪問先やツアー催行中に撮影した写真の画像や動画等のデジタルデータ。なお、提供された写真等は、県ウェブサイト、広報等で使用する可能性があることについて、参加者の了解を得ておくこと。

(8) ツアー参加者の安全確保

- ① 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策として、定期的な車内の換気、乗車前の検温、参加者に

対する消毒液の使用や、車内の乗込人数を定員の7割程度に抑えるなど、適切な感染防止対策を実施すること。

- ③ 受託者は、参加者を旅行保険に加入させること。
- ④ 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー事前調査を行い対応すること。

6 支払条件等

- (1) 県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合は、精算額により支払金額を確定するものとする。

7 業務実施体制等

受託者は、本業務について以下のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・個人情報扱う場合は、取扱責任者・事務従事者等の管理体制を明確にすること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・催行にあたっては、訪問先やメニュー等、ツアー内容に精通したスタッフを乗車させ、適宜ツアー参加者への説明等を行うこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日兵庫県条例第24号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、

通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 申込者が最少催行人員に達しない等の理由でツアーを中止した場合は、企画・広報に伴って発生した経費のみ委託者の負担とし、手配車両のキャンセル等に伴って発生した経費は受託者の負担とする。なお、委託費の範囲内で再度ツアーを企画し実施することを妨げない。
- (5) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) この業務で得られた著作物等の成果等については、兵庫県に帰属するものであること。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。